

### 質問1

妻が診療所の受付けや帳簿の記帳、保険請求事務を担当しているので青色事業専従者として給与を支払いたいのですが、家事や育児をしている妻も青色事業専従者になれるでしょうか。

### 回答

一部家事に従事していても、専ら事業に従事していれば青色事業専従者になれます。

白色申告者が生計を一にする配偶者や親族に給与を支払っても、それは必要経費になりませんが、青色申告者が青色事業専従者給与に関する届出書を税務署長に提出し、その届出書に記載した方法に従い、記載した金額の範囲内で給与の支払をした場合には、その給与の額で適正な額と認められる金額については、必要経費となります。

ところで、青色事業専従者は次のいずれにも該当する人でなければなりません。

- (1) 事業主と生計を一にする配偶者、その他の親族であること
- (2) その年の12月31日で年齢が15才以上であること
- (3) 事業主の事業に専ら従事する人であること

注 青色事業専従者に該当し、専従者給与の支払を受けた場合には、同一生計配偶者から除かれますので、配偶者控除の対象とすることはできません。

しかし、奥さんの場合については、他に勤めていて帰宅後たまたま手伝うに過ぎないような場合を除いて、事業に従事しながら育児その他家事に従事している場合であっても、専ら事業に従事している事実があれば青色事業専従者に該当することに取り扱われています。

### 質問2

青色申告をすると家族従業員に対して給与を支給できるから有利だということを聞きますが、白色申告でも事業専従者控除が認められているのに、どうして有利になるのですか。青色事業専従者給与と白色の事業専従者控除とはどう違うのですか。

### 回答

青色事業専従者給与額は適正額であれば金額制限はありませんが、白色の事業専従者控除額の上限は配偶者で86万円、その他の親族は50万円までと所得金額により限度額が設けられています。

青色事業専従者に支給する給与の額は、届出した範囲内の適正な金額であれば、たとえ事業所得の金額が赤字となった場合でも、通常の雇人費と同様に必要経費とすることが認められます。

これに対し、白色申告の場合は、事業専従者にいくら多額の給与を支払っても、それは必要経費として認められるものではなく、給与の支給の有無に関係なしに、その控除額の上限は配偶者86万円、その他の親族50万円しかありませんし、さらに所得限度額の計算があり、次の算式で計算した金額が限度とされています。

$(\text{事業から生じた不動産所得、事業所得又は山林所有の金額}) \div (\text{専従者数} + 1) = \text{専従者控除額}$

また、専従者の専従期間についても、白色の事業専従者の場合には年間を通じ6ヵ月を超える期間専従しなければならないことにされているのに対し、青色事業専従者は専従可能期間の2分の1を超える期間専従すればよいことにされています。

このように、青色事業専従者給与は白色の事業専従者控除と比較して、たいへん有利になっています。